

平成 14年 2月 28日

各 位

株式会社 あ さ ひ 銀 行 (Q-F 8322)
東京都千代田区大手町一丁目 1 番 2 号

債権の取立不能及び取立遅延のおそれの発生について

今般、当行取引先であるイズミ工業株式会社が、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立を行いました。この結果、同社向け債権につき取立不能及び取立遅延のおそれが生じたので、お知らせします。

記

1. イズミ工業株式会社の概要

| | |
|-------------|--------------|
| 本 社 所 在 地 | 埼玉県川越市泉町 1 |
| 代 表 者 氏 名 | アイヴァン・A・レネハン |
| 資 本 金 | 4,117百万円 |
| 主 な 事 業 内 容 | 自動車部品製造業 |

2. 生じた事実

平成 14年 2月 27 日付東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立

3. 当行債権額

貸出金 127億円 (平成 14年 2月 27日現在)

4. 当行の業績に及ぼす影響

上記債権に係る取立不能額につきましては、当期決算において処理する予定です。
なお、既に公表しております業績予想には影響はありません。

以 上

本ニュースリリースには証券取引法第 166 条に定められた重要事実に当たる情報が含まれる可能性があります。重要事実を含むニュースリリースをご覧になられた方が、その重要事実が証券取引法施行令の規定に従い公開された後 12 時間以内に、当社の株式などの売買等を行った場合、いわゆるインサイダー取引規制違反として、証券取引法の規定に抵触するおそれがありますのでご注意ください。